

南保健センターにおける使用期限切れのフッ化物歯面塗布剤の使用について

堺市南保健センター（堺市南区桃山台1-1-1 南区役所4階）において、令和5年7月末使用期限のフッ化物歯面塗布剤を8月7日～12月4日の期間、1歳6か月児健康診査、2歳児の歯科相談、子どもの歯相談室で計14回使用していたことが、12月18日（月）の1歳6か月児健康診査の準備中に判明いたしました。なお、現時点で健康被害の報告は受けておりません。

このような事態が発生し、幼児及び保護者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。また、今後はこのような事案が発生しないよう、再発防止を徹底します。

1 事案の経過

南保健センターにおいて、12月18日（月）の1歳6か月児健康診査の準備中に、歯科衛生士が使用中のフッ化物歯面塗布剤3本のうち、令和5年7月末使用期限切れのものが2本あることに気づきました。1歳6か月児健康診査、2歳児の歯科相談、子どもの歯相談室では、歯科指導室内2～3か所に分かれて塗布しますが、どの箇所で使用期限切れのものを使用していたのか特定できないため、使用期限切れのフッ化物歯面塗布剤を塗布した幼児の特定はできない状況です。

8月7日から12月4日までの期間に、1歳6か月児健康診査、2歳児の歯科相談、子どもの歯相談室で計14回使用しており、対象者262人中100人程度に期限切れのフッ化物歯面塗布剤を使用していた可能性があります。

2 事案発生の原因

使用前に職員が使用期限を確認するべきところ、当該薬剤は使用期限が3年であり、使用期限まで余裕があるといた職員の思い込みにより、使用前の期限の確認を行わず使用していた。

3 事案判明後の対応

使用期限切れのフッ化物歯面塗布剤を塗布した可能性のある幼児及び保護者へお詫びと、健康被害の相談連絡先、また希望者に改めてフッ素塗布を実施することを郵送で案内いたします。

なお、他の保健センターでは、使用期限切れのものの使用・保管はないことを確認済みです。

4 再発防止策

今後は、使用期限をシールなどでわかりやすく薬剤に大きく表示し、使用期限を台帳で管理します。また、使用前に、使用期限を複数で確認し、チェックリストに記入するなど管理体制を徹底します。

問
い
合
わ
せ
先担 当 課：南区役所 南保健福祉総合センター 南保健センター
電 話：072-293-1222
ファックス：072-296-2822